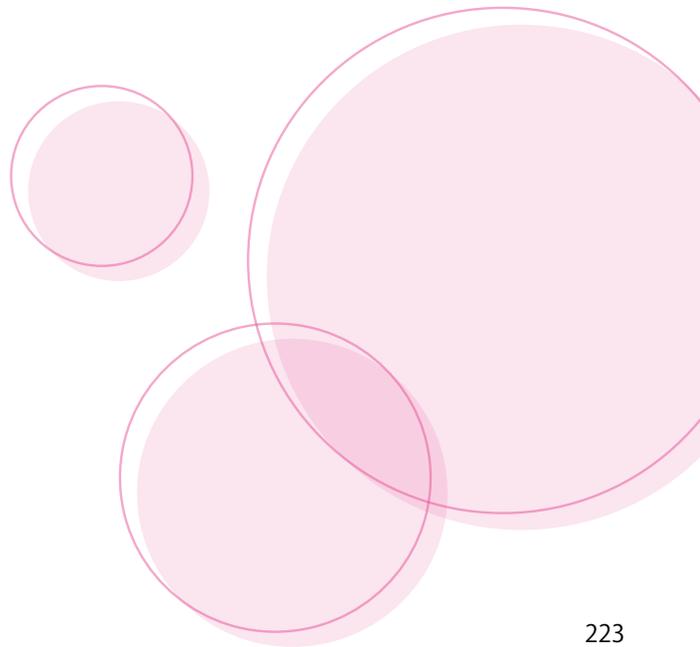


附属資料



「ダイナミックやまなし総合計画」成果指標一覧

1. やまなし創生推進プロジェクト

【政策1】地方創生の効果的な推進

政策	No	成果指標	現況値	目標値	成果指標の説明	算出方法等 (数式、調査機関名、調査間隔等)	担当部局
1	1	転入者数	12,029人 (H26)	H26数値の 10%増加 (H31)	・人口減少対策の取り組みの成果を示す指標 ・県外からの転入者数	実数 (総務省 住民基本台帳人口移動報告) 毎年	総合政策部
	2	転出者数	14,593人 (H26)	H26数値の 10%減少 (H31)	・人口減少対策の取り組みの成果を示す指標 ・県外への転出者数	実数 (総務省 住民基本台帳人口移動報告) 毎年	総合政策部
	3	合計特殊出生率	1.43 (H26)	1.6 (H31)	・人口減少対策の取り組みの成果を示す指標 ・15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計値	15歳から5歳刻みの49歳までの出生率(出生数/当該年代女性人口)の合計値 (厚生労働省 人口動態統計) 毎年	総合政策部

2. 基幹産業発展・創造プロジェクト

【政策1】県経済を牽引する基幹産業の発展

【政策2】自立・分散型エネルギー社会の構築

【政策3】産業を担う人材の育成と確保

【政策4】中小企業の成長と持続的な発展

政策	No	成果指標	現況値	目標値	成果指標の説明	算出方法等 (数式、調査機関名、調査間隔等)	担当部局
1	1	企業立地件数(累計)	—	65件 (H31)	・企業立地推進の取り組みの成果を示す指標 ・県内外企業の立地(拡張含む)で必要となる工場用地等(1,000㎡以上)を取得(借地含む)した件数	実数 (経済産業省 工場立地動向調査) 毎年	産業労働部
	2	企業立地に伴う新規雇用者数(累計)	—	1,625人 (H31)	・雇用創出推進の取り組みの成果を示す指標 ・県内外企業の立地に伴う新規雇用者数	企業立地基本計画における実績値 (産業労働部調べ) 毎年	産業労働部
	3	製造業の付加価値額	778,368 百万円 (H25)	847,940 百万円 (H26~30 の平均)	・基幹産業である機械電子産業を含む製造業全体の成長・発展への取り組みの成果を示す指標 ・県内製造業のうち従業員4人以上の事業所の付加価値額	実数 (経済産業省 工業統計調査) 毎年	産業労働部
2	1	住宅用太陽光発電(10kW未満)の導入出力数(総計)	89,000kW (H26)	131,000kW (H31)	・再生可能エネルギーの導入促進の取り組みの成果を示す指標	実数 (資源エネルギー庁都道府県別再生エネ設備認定状況) 毎年	エネルギー局
	2	天然ガスコージェネレーションシステムの発電容量(総計)	8,000kW (H26)	14,000kW (H31)	・自立・分散型エネルギーシステムの導入促進の取り組みの成果を示す指標	実数 (一般財団法人コージェネレーション・エネルギー高度利用センター調査) 毎年	エネルギー局
	3	安価な電力の供給量	—	4億7千万 kWh (H31)	・県内産業の発展に資する県内企業等向けエネルギー供給の取り組みの成果を示す指標 ・県企業局の電気事業を通じ、県内企業等に安価に供給する電力量	実績 (企業局調べ) 毎年	企業局
3	1	県内大学等卒業生の県内就職率	44.2% (H26)	50.0% (H31)	・県内産業人材の確保の取り組みの成果を示す指標 ・県内大学等卒業の就職希望者のうち、県内就職決定した者の割合	実数 (厚生労働省山梨労働局調査) 毎年	産業労働部
	2	県出身学生等のUターン就職率	25.5% (H26)	28.0% (H31)	・県内産業人材の確保の取り組みの成果を示す指標 ・東京圏の大学等を卒業した県内出身学生等のうちUターン就職した者の割合	実数 (やまなし暮らし支援センター調査) 毎年	産業労働部
4	1	中小製造業の付加価値額	415,449 百万円 (H25)	423,407 百万円 (H26~30 の平均)	・中小製造業の成長・発展への取り組みの成果を示す指標 ・県内製造業のうち従業員4~299人の事業所の付加価値額	(従業員4人以上の事業所の付加価値額) - (従業員300人以上の事業所の付加価値額) (経済産業省 工業統計調査) 毎年	産業労働部
	2	新規起業・創業件数(累計)	—	290件 (H31)	・中小企業の活性化の取り組みの成果を示す指標 ・県内製造業において新たに起業した件数	業種別新設法人数のうち製造業の数 (東京商工リサーチ調査) 毎年	産業労働部

※「成果指標」において、計画期間中の累計を示す場合は「～(累計)」、計画期間以前を含む累計値を現況値、目標値とする場合は「～(総計)」と表記しています。



3. 地域産業元気創造プロジェクト

- 【政策1】 地域資源を最大限に活かす観光の推進
- 【政策2】 豊かな森林資源の利活用
- 【政策3】 高品質化・販路開拓による儲かる農業の展開
- 【政策4】 活気に満ちあふれた農山村の創造
- 【政策5】 個性あふれる地場産業の振興
- 【政策6】 にぎわいを生み出す商業・中心市街地の活性化

政策	No	成果指標	現況値	目標値	成果指標の説明	算出方法等 (数式、調査機関名、調査間隔等)	担当部局
1	1	観光入込客数(実人数)	30,017千人(H26)	31,427千人(H31)	・全県的な観光振興の取り組みの成果を示す指標 ・本県を訪れた観光客の実人数	実数 (観光部 県観光入込客統計調査) 毎年	観光部
	2	外国人延べ宿泊者数	949千人(H26)	1,929千人(H31)	・インバウンド及び滞在型観光推進の取り組みの成果を示す指標	実数 (観光庁 宿泊旅行統計調査) 毎年	観光部
	3	観光消費額	3,573億円(H26)	4,102億円(H31)	・観光振興による経済効果を示す指標 ・県全体の観光消費額	実数 (観光部 県観光入込客統計調査) 毎年	観光部
2	1	森林整備の実施面積	4,685ha(H26)	6,000ha(H31)	・森林の有する多面的機能の保全・強化への取り組みの成果を示す指標 ・森林の適切な整備・保全のために実施する間伐等の森林整備面積	実績 (森林環境部調べ) 毎年	森林環境部
	2	木材生産量	156千m ³ (H26)	310千m ³ (H31)	・県産材の需要拡大への取り組みの成果を示す指標 ・建築用材や木質バイオマス等県内木材生産量の合計	(県内産材生産量実数)+(再生エネルギー供給材等) (農林水産省 木材統計、森林環境部調べ) 毎年	森林環境部
	3	自然を目的として本県を訪れる観光客数	5,425千人(H26)	5,788千人(H31)	・森林の観光・レクリエーション利用の促進の取り組みの成果を示す指標 ・県観光入込客統計調査の「自然を楽しむ」を目的として来県した観光客数(実人数)	実数 (観光部 観光入込客統計調査) 毎年	森林環境部
3	1	農業生産額	876億円(H26)	950億円(H31)	・本県の農業振興の全体的な取り組みの成果を示す指標 ・県全体の農業生産額	実績額 (農政部調べ) 毎年	農政部
	2	県産果実の輸出額	514百万円(H26)	710百万円(H31)	・県産農産物の海外への販路拡大に向けた取り組みの成果を示す指標 ・県産果実の輸出向けの取引実績額	実績額 (農政部調べ) 毎年	農政部
	3	6次産業化に新規に取り組む経営体数(総計)	52経営体(H26)	100経営体(H31)	・県産農産物の高付加価値化に向けた取り組みの成果を示す指標	実数 (やまなし6次産業化サポートセンター調査) 毎年	農政部
4	1	新規就農者数	274人(H26)	340人(H31)	・担い手の確保・育成の取り組みの成果を示す指標	実数 (農政部調べ) 毎年	農政部
	2	担い手への農地集積率	29.8%(H26)	39.0%(H31)	・効率的・安定的な農地利用への取り組みの成果を示す指標 ・耕地面積全体に対する担い手による経営面積の割合	(担い手への農地集積面積)/(耕地面積統計調査の耕地面積)×100 (県内市町村 担い手の農地利用集積状況調査) 毎年	農政部
	3	獣害防止柵の整備による被害防止面積(総計)	3,531ha(H26)	4,500ha(H31)	・鳥獣被害防止への取り組みの成果を示す指標 ・獣害防止柵整備により農作物への獣害防止が図られる農地面積	実数 (農政部調べ) 毎年	農政部
5	1	貴金属製品出荷額・全国シェア	28.3%(H25)	30.0%(H30)	・県内地場産業の振興の取り組みの成果を示す指標 ・貴金属製装身具の製造品出荷額における本県の全国シェア	実数 (経済産業省 工業統計調査) 毎年	産業労働部
	2	日本ワインの県内製成数量	4,046kℓ(H16～25の平均)	4,450kℓ(H26～30の平均)	・県内地場産業の振興の取り組みの成果を示す指標 ・本県における日本ワイン製成数量(原料ぶどう仕向け量からの推計)	実数 (山梨県ワイン酒造協同組合 原料ぶどう仕向け量調査) 毎年	産業労働部
	3	織物の産地推計生産額	8,141百万円(H25)	9,000百万円(H30)	・県内地場産業の振興の取り組みの成果を示す指標 ・織物の本県産地(吉田、西桂、谷村、大月、上野原)における推計生産額	推計値 (富士工業技術センター 産地織物生産概況調べ) 毎年	産業労働部
6	1	買援隊事業実施市町村数	—	27市町村(H31)	・全県的な商店街活性化の取り組みの成果を示す指標 ・県と協調して買い物弱者対策(買援隊事業)を実施する市町村数	実数 (産業労働部 買援隊事業実績報告) 毎年	産業労働部
	2	空き店舗を活用した新規創業数(累計)	—	50店舗(H31)	・全県的な商店街活性化の取り組みの成果を示す指標 ・県の創業支援事業の交付を受けて空き店舗を活用して創業した店舗数	実数 (産業労働部調べ) 毎年	産業労働部
	3	甲府市中心市街地における歩行者通行量(年3日間の定点調査)	147,364人(H26)	186,564人(H31)	・中心市街地活性化の取り組みの成果を示す指標 ・毎年11月下旬の3日間(金～日曜日、各日10:00～20:00)、甲府市中心市街地20箇所の調査地点における歩行者、自転車、原動機付き自転車の通行数の計測値	実数 (甲府市 中心市街地歩行量調査) 毎年	産業労働部

4. まなび・子育て環境創造プロジェクト

【政策1】安心して子どもを産み育てられる社会づくり

【政策2】個性と学力を伸ばす教育の充実

【政策3】スポーツ・文化の振興と魅力の発信

政策	No	成果指標	現況値	目標値	成果指標の説明	算出方法等 (数式、調査機関名、調査間隔等)	担当部局
1	1	地域子育て支援拠点施設の設置箇所数(総計)	65箇所 (H26)	74箇所 (H31)	・子育て支援の充実度を示す指標 ・県内市町村における地域子育て支援拠点施設数の合計	実数計 (県内市町村 各年度末の地域子育て支援拠点施設調査) 毎年	福祉保健部
	2	保育所等の待機児童数	0人 (H26)	0人 (H31)	・子育て支援の充実度を示す指標 ・保育所等(幼保連携型認定こども園等を含む)の待機児童数	実数計 (厚生労働省 保育所等利用待機児童数調査) 毎年	福祉保健部
	3	病児保育の実施箇所数(総計)	26箇所 (H26)	35箇所 (H31)	・子育て支援の充実度を示す指標 ・県内市町村における病児保育事業の実施箇所数の合計	実数計 (県内市町村 各年度末の病児保育事業の実施状況調査) 毎年	福祉保健部
	4	放課後児童クラブの設置箇所数(総計)	217箇所 (H26)	258箇所 (H31)	・子育て支援の充実度を示す指標 ・県内市町村における放課後児童クラブ設置箇所数の合計	実数計 (県内市町村 各年度末の放課後児童クラブ調査) 毎年	福祉保健部
	5	子育てを支援する企業の数(総計)	277社 (H26)	352社 (H31)	・子育てと仕事の両立環境の充実度を示す指標 ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している従業員100人以下の企業数	実数 (厚生労働省山梨労働局調査) 毎年	産業労働部
	6	育児休業取得率	女性89.4% 男性1.6% (H24)	女性90.0% 男性10.0% (H30)	・子育てと仕事の両立環境の充実度を示す指標 ・県内企業における男女の育児休業取得率	実数 (産業労働部 労働者就業実態調査) 3年ごと調査	産業労働部
	7	女性(25歳~44歳)の有業率	73.75% (H24)	76.75% (H29)	・女性の活躍、女性の子育てと仕事の両立への取り組みの成果を示す指標	実数 (総務省 就業構造基本調査) 5年ごと調査	産業労働部
2	1	全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との比較割合(小中学校)	99.3% (H26)	100.0%超 (H31)	・県内公立小中学校の学力向上への取り組みの成果を示す指標 ・本県の小中学校の平均正答率の和、全国平均正答率の和に対する比率	(本県の小中学校の平均正答率の和) / (全国の小中学校の平均正答率の和) × 100 (文部科学省 全国学力・学習状況調査報告書) 毎年	教育委員会
	2	工業系高校2・3年生の技能検定等国家資格取得の延べ人数割合	69.0% (H26)	74.0% (H31)	・職業教育の充実度を示す指標	(工業系高校2・3年生の延べ資格取得者数) / (工業系高校2・3年生在籍生徒数) × 100 (教育委員会調べ) 毎年	教育委員会
	3	公立小中学校で認知したいじめの解消率	97.1% (H25)	100.0% (H30)	・いじめに対する早期対応の取り組みの成果を示す指標	(いじめが解消しているもの+一定の解消が図られたが、継続支援中) / (いじめの認知件数) × 100 (文部科学省 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査) 毎年	教育委員会
3	1	成年のスポーツ実施率	77.6% (H26)	80.9% (H31)	・広く県民のスポーツ振興の取り組みの成果を示す指標 ・県政モニターを対象に、1年間に15分以上の運動・スポーツを行ったと回答した人の割合	(1年間に運動を行ったと回答した人の数) / (回答者数) × 100 (総合政策部 県民のスポーツに関する意識・活動調査) 毎年	教育委員会
	2	週3日以上授業以外で運動・スポーツを実施している児童の割合	男子57.8% 女子33.0% (H26)	男子65.0% 女子40.0% (H31)	・児童が運動・スポーツに取り組む頻度向上への取り組みの成果を示す指標 ・週3日以上授業以外で運動・スポーツを実施している児童(4・5・6年生)の割合	実数 (教育委員会 県新体力テスト・健康実態調査) 毎年	教育委員会
	3	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における児童の体力合計点	53.5点 (H26)	55.0点 (H31)	・子どもの体力向上への取り組みの成果を示す指標 ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査における児童(5年生)の体力合計点	全国の5年生のデータによる測定8種目の異なった単位の測定値を単位が共通な10点満点の「ものさし(尺度)」に変換し、合計した点数 (文部科学省 全国体力・運動能力、運動習慣等調査) 毎年	教育委員会
	4	県立文化施設4館の教育普及事業参加人員	79,244人 (H26)	82,000人 (H31)	・文化の振興の取り組みの成果を示す指標 ・県立文化施設4館(美術館、文学館、博物館、考古博物館)が実施する文化・芸術に関連する教育普及事業参加人員の合計	実績計 (県立文化施設4館調査) 毎年	教育委員会



5. 健やか・快適環境創造プロジェクト

- 【政策1】生涯現役で活躍できる社会の創出
- 【政策2】安心して暮らせる地域づくり
- 【政策3】県民の健康増進と医療の充実
- 【政策4】「やまなしライフ・ワークスタイル」の推進
- 【政策5】魅力あふれる景観・環境づくり

政策	No	成果指標	現況値	目標値	成果指標の説明	算出方法等 (数式、調査機関名、調査間隔等)	担当部局
1	1	高齢者(65歳以上)就職率	20.6% (H26)	26.0% (H31)	・高齢者が活躍できる環境の充実度を示す指標 ・65歳以上の新規求職者数に対する就職件数の割合	実数 (ハローワーク調査) 毎年	産業労働部
	2	ことぶきマスターの派遣件数(累計)	—	600件 (H31)	・高齢者の活躍機会の充実度を示す指標	実数 (福祉保健部調べ) 毎年	福祉保健部
	3	60歳以上の生涯学習推進センター利用者数	11,765人 (H26)	12,400人 (H31)	・生涯にわたる学習機会の充実度を示す指標 ・生涯学習推進センターで自主的・主体的な学習活動を行う60歳以上の利用者数	実数 (生涯学習推進センター 事業概要) 毎年	県民生活部
2	1	県内の介護施設等に従事する介護職員数	10,737人 (H25)	13,283人 (H30)	・本県の介護サービス提供体制の充実度を示す指標	実数 (厚生労働省 介護サービス施設・事業所調査) 毎年	福祉保健部
	2	県民の自殺死亡率	22.2人/10万人 (H26)	19.5人/10万人 (H31)	・自殺防止に向けた取り組みの成果を示す指標 ・人口10万人当たりの県民の自殺者数	(県民の自殺者数) / (県民の人口) × 10万人 (厚生労働省 人口動態統計) 毎年	福祉保健部
	3	民間企業における障害者の実雇用率	1.79% (H26)	2.0% (H31)	・障害者雇用の取り組みの成果を示す指標 ・常用雇用者数50人以上の民間企業に雇用される障害者の割合	(身体障害者及び知的障害者、精神障害者の常用労働者数) / (常用労働者総数 - 除外率相当数) × 100 ※短時間労働以外の重度障害者は1人を2人とカウント。 重度以外の短時間労働者は1人を0.5人とカウント。 (厚生労働省山梨労働局調査) 毎年	福祉保健部 産業労働部
	4	住宅対象侵入窃盗の認知件数	514件 (H26)	462件 (H31)	・地域における防犯対策の取り組みの成果を示す指標	実数 (県警察本部調べ) 毎年	警察本部
3	1	健康寿命	健康寿命 男性71.20歳 女性74.47歳 平均寿命 男性79.58歳 女性86.63歳 (H22)	平均寿命の延びを上回る健康寿命の延伸 (H31)	・生活習慣病等の疾病予防、介護予防など健康寿命延伸に向けた取り組みの成果を示す指標 ・健康寿命(日常生活に制限のない期間の平均)と平均寿命のそれぞれの伸び率の比較	健康寿命{平均寿命 - 不健康な期間(平均寿命 × 不健康割合)} 平均寿命(日本人人口 × 死亡率) (厚生労働省 健康日本21 国民生活基礎調査) 3年ごと調査	福祉保健部
	2	がん年齢調整死亡率	72.3 (人口10万対) (H25)	69.0 (人口10万対) (H30)	・がん対策の取り組みの成果を示す指標 ・高齢による影響を除去した、がんによる75歳未満の死亡率	{[基準人口(S 60年モデル人口) 観察集団の各年齢(年齢階級)の死亡率 × 基準人口集団のその年齢(年齢階級)の人口]の各年齢(年齢階級)の総和} / (基準人口集団の総人口) ※通例人口10万人当たりで表示 (厚生労働省 人口動態統計、国立がん研究センター・がん対策情報センター がん死亡統計) 毎年	福祉保健部
	3	医師数	1,840人 (H24)	1,990人 (H30)	・県内の医療提供体制の充実に向けた取り組みの成果を示す指標 ・医療施設従事医師数	実数 (厚生労働省 衛生統計 医師・歯科医師・薬剤師調査) 2年ごと調査	福祉保健部
	4	高次医療機関への30分アクセス圏人口カバー率	64.0% (H26)	70.9% (H31)	・県内における高次医療機関へのアクセス環境の充実度を示す指標 ・高次医療機関(山梨大学医学部附属病院、県立中央病院)へ自動車30分以内にアクセス可能な圏域に居住する県民の割合	(高次医療機関へ自動車30分以内にアクセス可能な居住人口) / (県人口) × 100 (県土整備部調べ) 毎年	県土整備部
4	1	やまなし暮らし支援センターを通じた移住者数(累計)	—	1,300人 (H31)	・本県の移住対策の取り組みの成果を示す指標 ・やまなし暮らし支援センターに移住相談に来た方のうち移住を決定した人数	実数 (やまなし暮らし支援センター調べ) 毎年	総合政策部
	2	滞在型市民農園における県外者の利用区画数(総計)	259区画 (H26)	315区画 (H31)	・本県の移住対策の取り組みの成果を示す指標	実数 (農政部調べ) 毎年	農政部
	3	ふるさと納税の本県への寄附件数(累計)	—	7,500件 (H31)	・本県の魅力発信の取り組みの成果を示す指標 ・本県に対するふるさと納税寄附件数(県分)	実数 (総合政策部調べ) 毎年	総合政策部
5	1	本県の魅力的な景観を代表する富士北麓地域の電線類地中化延長(総計)	17.3km (H26)	30.8km (H31)	・本県の魅力的な景観を代表する富士山周辺地域の景観形成への取り組みの成果を示す指標 ・富士北麓地域国県道における電線類地中化の整備延長総計	実数 (県土整備部調べ) 毎年	県土整備部
	2	県内の温室効果ガス排出量	5,740千t-CO ₂ (H23)	5,293千t-CO ₂ (H28)	・地球温暖化対策の取り組みの成果を示す指標 ・県内のエネルギー消費量から算出する温室効果ガス排出量	H22年度排出係数を固定値として実数より算出 (資源エネルギー庁 エネルギー消費統計) 毎年	エネルギー局
	3	一人一日当たりごみ排出量	589g/日・人 (H25)	561g/日・人 (H30)	・廃棄物の減量及び適正な処理に向けた取り組みの成果を示す指標 ・家庭から排出される一人一日当たりの一般廃棄物の排出量	(ごみ排出量 - 事業系ごみ排出量 - 集団回収量 - 生活系資源ごみ排出量) / 総人口 / 年日数 (環境省 一般廃棄物処理事業実態調査) 毎年	森林環境部

6. 安全安心・交流基盤創造プロジェクト

【政策1】災害に強い県土・地域づくり

【政策2】利便性の高い交通網の整備

政策	No.	成果指標	現況値	目標値	成果指標の説明	算出方法等 (数式、調査機関名、調査間隔等)	担当部局
1	1	橋りょうの耐震化率	78.3% (H26)	100.0% (H31)	・社会インフラ等の防災・減災対策の強化への取り組みの成果を示す指標 ・全ての跨線橋・跨道橋と緊急輸送道路の15m以上橋梁の耐震化の割合	(全ての跨線橋・跨道橋 + 緊急輸送道路の15m以上橋梁の耐震化橋梁数) / (対象橋梁数) × 100 (県土整備部調べ) 毎年	県土整備部
	2	消防団員の充足率	92.5% (H26)	94.0% (H31)	・地域防災力強化に向けた取り組みの成果を示す指標 ・消防団員の市町村条例定数に対する実数の比率	(県内消防団員の実数) / (県内消防団員の条例定数) × 100 (消防庁 消防団の組織概要等調査) 毎年	防災局
	3	住宅の耐震化率	82.7% (H26)	88.8% (H31)	・県民への防災対策促進の取り組みの成果を示す指標 ・空き家を除く住宅のうち、耐震性を有する住宅の割合	(耐震性を有する住宅※) / (住宅総数(空き家を除く)) ※(S55年以前の耐震性を有する住宅) + (S56年以降の住宅) + (耐震改修済みの住宅) (県土整備部調べ) 毎年	県土整備部
2	1	リニア駅からの30分到達圏人口カバー率	62.5% (H26)	71.4% (H31)	・道路交通網の充実度を示す指標 ・リニア駅から自動車で30分以内に到達できる圏域に居住する県民の割合	(リニア駅から自動車で30分以内に到達できる居住人口) / (県人口) × 100 (県土整備部調べ) 毎年	県土整備部
	2	バス輸送人員	10,140千人 (H25)	10,470千人 (H30)	・バス交通の利便性向上と利用促進への取り組みの成果を示す指標 ・路線バス、高速バスのバス輸送人員の合計	実数 (関東運輸局山梨運輸支局 業務要覧) 毎年	リニア交通局

行財政改革の絶え間ない推進

【改革1】県庁改革・県民サービスの充実

【改革2】効果的な県財政運営の推進

政策	No.	成果指標	現況値	目標値	成果指標の説明	算出方法等 (数式、調査機関名、調査間隔等)	担当部局
1	1	管理職以上に占める女性職員の割合	8.6% (H26)	16.0% (H31)	・女性の活躍推進に向けた取り組みの成果を示す指標 ・管理職(管理職員)以上に占める女性職員の割合	知事部局における管理職手当受給者であり、かつ「管理職員等の範囲を定める規則」で規定される者における女性職員の割合 (総務部調べ) 毎年(H31はH32.4.1の値)	総務部
	2	県保有データの公開数(累計)	—	250件 (H31)	・県民サービスの充実にに向けた取り組みの成果を示す指標 ・県が保有するデータの公開数(電子データのファイル数)	実績 (総務部調べ) 毎年	総務部
2	1	県税徴収率	97.5% (H26)	98.0% (H31)	・歳入の確保への取り組みの成果を示す指標 ・県税の調定額に対する収入済額の割合(県税の収入状況)	(県税収入済額) / (県税調定額) × 100 (総務部調べ) 毎年	総務部
	2	県債等残高の削減(臨時財政対策債等を除く)	— (7,143億円) (H26)	△750億円 (6,393億円) (H31)	・将来の県民負担となる通常の県債等残高削減の取り組みの成果を示す指標	臨時財政対策債等を除く通常の県債(普通会計)、企業債、出資法人への債務保証等の合計 (総務部調べ) 毎年	総務部



「ダイナミックやまなし総合計画」策定経過

年 月	事 項
平成25年11月	○ 山梨県総合計画審議会第7回総会開催 ・第4期総合計画審議会委員委嘱 ・次期計画の策定について知事から諮問
12月～	○ 山梨県総合計画審議会部会（4回）、部会連絡会（1回）開催 ・施策・事業の推進状況について調査審議 ・答申案について調査審議
平成26年12月	○ 山梨県総合計画審議会第8回総会開催 ・次期計画の策定について知事に答申
平成27年 4月	○ 山梨県総合計画推進本部第1回本部会議 ・山梨県総合計画推進本部設置 ・「新たな総合計画策定の基本方針」を決定
6月	○ 山梨県総合計画推進本部第2回本部会議 ・「山梨県総合計画（暫定計画）」の決定・公表
7月	○ 山梨県総合計画審議会第5回部会開催 ・「山梨県総合計画（暫定計画）」について調査審議 ○ 第1回やまなし未来会議開催 ・「山梨県総合計画（暫定計画）」について意見聴取
9月	○ 山梨県総合計画推進本部第3回本部会議 ・「ダイナミックやまなし総合計画（素案）」の決定 ・「ダイナミックやまなし総合計画（素案（概要）」を県議会に報告 ○ 「ダイナミックやまなし総合計画（素案）」について、山梨県総合計画審議会委員及び県民意見提出制度（パブリックコメント）に基づき県民から意見聴取
11月	○ 第3回やまなし未来会議開催 ・「ダイナミックやまなし総合計画（素案）」について意見聴取 ○ 山梨県総合計画推進本部第4回本部会議 ・「ダイナミックやまなし総合計画（基本的事項）」を決定 ・「ダイナミックやまなし総合計画（基本的事項）」を県議会に付議
12月	○ 12月定例県議会での議決 ○ 山梨県総合計画推進本部第5回本部会議 ・「ダイナミックやまなし総合計画」の決定・公表
平成28年 2月	○ 山梨県総合計画推進本部第6回本部会議 ・「ダイナミック山梨総合計画」アクションプランの改定

山梨県総合計画審議会 第4期役員名簿

(役職等は就任時のもの・敬称略)

区 分		氏 名 ・ 所 属 団 体 等	
会 長		金丸 康信	山梨県商工会議所連合会 会長
副会長・会長代理		葉袋 健(～H26.5)	(一社) 山梨県医師会 会長
		今井 立史	(一社) 山梨県医師会 会長
副会長		芦澤 敏久	(福) 山梨県社会福祉協議会 会長
副会長		内藤 悦次(～H27.6)	山梨県中小企業団体中央会 会長
		松葉 惇	山梨県中小企業団体中央会 会長
副会長		廣瀬 久信	山梨県農業協同組合中央会 会長
副会長		牛奥 久代	山梨県女性団体協議会 会長
副会長		進藤 中	(一社) 山梨県銀行協会 会長
産 業 部 会	部会長	小林 寛樹	山梨県商工会連合会 会長
	部会長代理	中澤 晴親	日本労働組合総連合会山梨県連合会 会長
環 境 部 会	部会長	石原 行彦	(一社) 山梨県トラック協会 会長
	部会長代理	北村 眞一	山梨大学 教授
教育文化 部 会	部会長	鶴田 一杏	山梨県文化協会連合会 会長
	部会長代理	窪内 節子	山梨英和大学 副学長
安 心 安 全 部 会	部会長	藤巻 秀子(～H27.7)	(公社) 山梨県看護協会 会長
		井出 公一	(一社) 山梨県歯科医師会 会長
	部会長代理	井出 公一(～H27.7)	(一社) 山梨県歯科医師会 会長
		古屋 玉枝	(公社) 山梨県看護協会 会長
基 盤 部 会	部会長	堀内光一郎	富士吉田商工会議所 会頭
	部会長代理	飯室 元邦	(一社) 山梨県情報通信業協会 会長
行政改革 特別部会	部会長	日高 昭夫	山梨学院大学 副学長・法学部長
	部会長代理	長澤 重俊	(株) はくばく 代表取締役社長



山梨県総合計画審議会 第4期委員名簿

(五十音順・役職等は就任時のもの・敬称略)

氏名	役職等
赤岡正毅	山梨県高等学校長協会 会長
芦澤敏久	(福) 山梨県社会福祉協議会 会長
天野智子	山梨県食生活改善推進員連絡協議会 会長
雨宮健一	(一社) 山梨県建築士会 会長
雨宮多丸	山梨県消防長会 会長
飯田忠子	(公財) 山梨県体育協会 理事
飯室元邦	(一社) 山梨県情報通信業協会 会長
石川恵	石川法律事務所 弁護士
石原初江	山梨県PTA協議会 副会長
石原行彦	(一社) 山梨県トラック協会 会長
市川三千雄	(公社) 山梨県宅地建物取引業協会 会長
井出公一	(一社) 山梨県歯科医師会 会長
伊藤百代	公募
乾 亘	(有) イヌイ金属塗装工業所 代表取締役
今井久	山梨学院大学現代ビジネス学部 教授
今井立史	(一社) 山梨県医師会 会長
岩間公勇	公募
牛奥久代	山梨県女性団体協議会 会長
歌田将太	公募
大村春夫	丸藤葡萄酒工業(株) 代表取締役
大輪玲奈	公募
岡村美好	山梨大学大学院医学工学総合研究部 准教授
小川はるみ	山梨県男女共同参画審議会 委員
荻野勇夫	山梨県農業会議 会長
奥田正直	山梨県高等学校長協会 会長
小澤健太郎	(公社) 日本青年会議所関東地区山梨ブロック協議会 会長

氏 名	役 職 等
小澤 建雄	(一財) 山梨県交通安全協会 会長
笠井 辰生	公募
風間 ふたば	山梨大学大学院医学工学総合研究部 教授
梶原 雅巳	(有) 梶原農場 代表取締役
加藤 恵	中華民国僑務委員
金丸 康信	山梨県商工会議所連合会 会長
河内 晶さ子	NPO法人山中湖姫まりも湖援隊 理事長
川手 佳彦	(社) 山梨県私学教育振興会 理事長
韓 暁宏	山梨英和大学人間文化学部 准教授
岸本 千恵	NPO法人山梨県ボランティア協会 事務局長
北村 眞一	山梨大学大学院医学工学総合研究部 教授
窪内 節子	山梨英和大学 副学長
久保嶋 正子	(税) 中山・久保嶋会計 公認会計士・税理士
窪田 治雄	(公財) 山梨県防犯協会 理事
窪寺 文明	(公財) 山梨県防犯協会 理事
栗原 早苗	(福) さかき会 理事・総合施設長
黒澤 尋	山梨大学生命環境学部 学部長
河野 暢子	やまなし女将の会 会長
後藤 光人	公募
小林 新司	(有) テンジン 専務取締役
小林 大希	(公社) 日本青年会議所関東地区山梨ブロック協議会 会長
小林 寛樹	山梨県商工会連合会 会長
小林 三夏	山梨県指導農業士
小峰 とも子	公募
小宮山 裕子	公募
齊藤 至	山梨県公立小中学校長会 会長
坂本 昭	山梨県地球温暖化防止活動推進センター センター長
佐々木 邦明	山梨大学大学院医学工学総合研究部 教授
佐々木 幸一	(社) 山梨県建設業協会 副会長



氏名	役職等
佐野 登喜代	公募
志村 学	山梨県町村会 会長
進藤 聡彦	山梨大学大学院教育学研究科 教授
進藤 中	(一社) 山梨県銀行協会 会長
杉村 千代子	公募
杉本 光男	山梨県森林組合連合会 会長
鷺見 よしみ	(一社) 山梨県介護支援専門員協会 会長
曾雌 芳典	山梨県消防長会 会長
高田 研	都留文科大学文学部 教授
竹内 正直	(福) 山梨県障害者福祉協会 理事長
但田 孝子	甲斐市男女共同参画推進委員会 委員長
玉井 亮子	山梨県立大学国際政策学部 准教授
鶴田 一杏	山梨県文化協会連合会 会長
戸田 知	甲府市民生児童委員協議会 会長
土橋 金六	山梨県森林組合連合会 会長
鳥養 映子	山梨大学大学院医学工学総合研究部 教授
内藤 悦次	山梨県中小企業団体中央会 会長
内藤 重明	山梨県公立小中学校校長会 会長
長澤 重俊	(株) はくばく 代表取締役社長
中沢 茂美	公募
中澤 晴親	日本労働組合総連合会山梨県連合会 会長
中村 直子	山梨きら星ネット 会長
納見 景子	山梨きら星ネット 会長
萩原 智子	山梨県PTA協議会 副会長
葉柴 奈津実	公募
畠山 義子	さくらの会 代表
幡野 仁	(一社) 山梨県薬剤師会 会長
早川 正幸	山梨大学生命環境学部 学部長
日高 昭夫	山梨学院大学 副学長・法学部長

氏 名	役 職 等
廣 瀬 喜美子	山梨県食生活改善推進員連絡協議会 副会長
廣 瀬 集 一	山梨県保育協議会 会長
廣 瀬 久 信	山梨県農業協同組合中央会 会長
深 澤 幸 一	山梨県高等学校長協会 会長
藤 田 尚 普	(公社) 日本青年会議所関東地区山梨ブロック協議会 会長
藤 巻 秀 子	(公社) 山梨県看護協会 会長
古 屋 玉 枝	(公社) 山梨県看護協会 会長
古 屋 三千雄	山梨県公立小中学校長会 会長
星 合 深 妃	NPO法人 Happy Space ゆうゆうゆう 理事長
堀 内 光一郎	富士吉田商工会議所 会頭
堀 内 茂	山梨県市長会 理事
増 田 直 広	(公財) キープ協会環境教育事業部 事業部長
松 葉 惇	山梨県中小企業団体中央会 会長
三 澤 彩 奈	中央葡萄酒(株) 取締役栽培醸造部長
水 野 栄	山梨県消防長会 会長
三 井 美 穂	公募
葉 袋 健	(一社) 山梨県医師会 会長
村 松 公 孝	山梨県青年農業士会 会長
安 江 美 香	公募
安 留 紀久子	上野原市愛育連合会 会長
山 下 典 宏	公募
山 田 幸 子	(公財) 山梨県国際交流協会 事務局長
山 田 紀 彦	(社) 山梨県私学教育振興会 理事長
渡 辺 真 弓	山梨県連合婦人会 会長
渡 邊 凱 保	山梨県町村会 会長



山梨県附属機関の設置に関する条例（抄）

昭和60年3月29日

山梨県条例第3号

改正 平成19年7月9日

山梨県条例第37号

（趣旨）

第1条 この条例は、法令又は他の条例に別に定めのあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

（附属機関の設置及び担当事務）

第2条 知事の附属機関として、次に掲げる機関を設置する。

山梨県総合計画審議会

3 前2項の規定により設置される附属機関の担任する事務は、別表第1の担当事務欄に掲げるとおりとする。

（組織）

第4条 附属機関は、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4の委員の定数欄に掲げる数の委員で組織する。

2 委員は、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4の委員の要件欄に掲げる者のうちから、知事（教育委員会の附属機関にあつては、教育委員会。以下同じ。）が任命し、又は委嘱する。

3 委員の任期は、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4の委員の任期欄に掲げるとおりとする。

4 附属機関に、規則（教育委員会の附属機関にあつては、教育委員会規則。以下同じ。）で定めるところにより、特別委員、専門委員又は臨時委員（以下「特別委員」と総称する。）を置くことができる。

5 特別委員は、規則で定めるところにより、知事が任命し、又は委嘱する。

（会長等）

第5条 附属機関に、規則で定めるところにより、会長又は委員長（以下「会長」と総称する。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」と総称する。）を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 附属機関の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、規則で定める場合を除くほか、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会等)

第7条 附属機関に、規則で定めるところにより、部会又は小委員会を置くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関の担当事務、組織及び運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第2条、第4条関係)

1 知事の附属機関

附属機関	担当事務	委員の定数	委員の要件	委員の任期
山梨県総合計画審議会	次に掲げる事項に関する調査審議及び意見の具申に関する事務 1 総合計画の作成の基準となるべき事項 2 総合計画の実施に関して必要な事項 3 前2号に掲げるもののほか、総合計画に関連する重要事項	120人以内	1 関係行政機関の職員 2 学識経験のある者 3 住民	2年



山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（抄）

昭和60年3月29日

山梨県規則第8号

改正 平成19年7月9日

山梨県規則第36号

（趣旨）

第1条 この規則は、山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和60年山梨県条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補欠の委員の任期）

第2条 委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（特別委員）

第3条 条例第4条第4項及び第5項の規定により特別委員を置く附属機関並びに当該附属機関に置かれる特別委員の種別、要件及び担当事務は、次の表のとおりとする。

附属機関	特別委員	特別委員の要件	特別委員の担当事務
山梨県総合計画審議会	特別委員		専門の事項について調査すること。

2 特別委員は、当該特別の事項等の調査審議等が終了したときは、解任又は解嘱されるものとする。

（会長及び副会長）

第4条 条例第5条第1項の規定により、附属機関（山梨県社会福祉審議会及び感染症診査協議会を除く。）に会長を、山梨県社会福祉審議会及び感染症診査協議会に委員長を置く。

2 条例第5条第1項の規定により副会長を置く附属機関及び当該附属機関に置かれる副会長の定数は、次の表のとおりとする。

附属機関	副会長の定数
山梨県総合計画審議会	6人

3 副会長を2人以上置く附属機関にあつては、あらかじめ会長が指名する副会長が、会長の職務を代理する。

(部会等)

第6条 条例第7条の規定により、部会又は小委員会を置く附属機関及び当該附属機関に置かれる部会又は小委員会は、次の表のとおりとする。

附属機関	部会又は小委員会
山梨県総合計画審議会	部会

2 部会又は小委員会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

(資料の提出等の要求)

第8条 附属機関は、その担任する事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(意見の陳述)

第9条 関係行政機関の職員は、会長の許可を得て、附属機関の会議に出席し、審議事項に関して意見を述べることができる。

(庶務)

第12条 附属機関の庶務は、別に定めるところにより、処理する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が当該附属機関に諮つて定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。



山梨県総合計画審議会運営要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（昭和60年山梨県規則第8号。以下「規則」という。）第13条の規定に基づき、山梨県総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2 規則第6条第1項に規定する部会は、別表に掲げる部会及びこれらの部会の担任事項に属しない事項のうち、特に必要と認められるものについて臨時に調査審議するための部会とする。

- 2 別表に掲げる部会の担任事項は、同表各欄に掲げるものとする。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、当該部会に属する委員（以下「委員」という。）のうちから会長が指名する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員（以下「部会長代理」という。）が、その職務を代理する。
- 6 部会の会議（以下「会議」という。）は、会長の承認を得て部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- 7 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ、開くことができない。
- 8 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 関係行政機関の職員は、部会長の許可を得て、会議に出席し、審議事項に関して意見を述べることができる。

(部会連絡会)

第3 部会間の連絡調整を行うため、審議会に部会連絡会を置く。

- 2 部会連絡会の構成員は、会長、副会長、部会長及び部会長代理をもって充てる。
- 3 部会連絡会は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 4 部会連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が部会連絡会に諮って定める。

(分科会)

第4 部会長は、必要があると認めるときは、部会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(庶務)

第5 規則第12条に規定する庶務は、山梨県知事政策局において処理する。

附 則

(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月22日から施行する。

別表

部会名	担任事項
産 業 部 会	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業・水産業に関する事項 2 工業・鉱業・建設業に関する事項 3 商業・サービス業に関する事項 4 観光に関する事項 5 国際交流・国際協力に関する事項 6 雇用安定及び勤労者福祉に関する事項 7 産業後継者対策に関する事項
環 境 部 会	<ol style="list-style-type: none"> 1 自然環境の保全に関する事項 2 林業に関する事項 3 廃棄物対策に関する事項 4 資源の有効利用に関する事項 5 地球温暖化の防止及びクリーンエネルギーの活用に関する事項 6 公害の防止に関する事項 7 景観形成に関する事項
教 育 文 化 部 会	<ol style="list-style-type: none"> 1 生涯学習に関する事項 2 学校教育及び高等教育に関する事項 3 体育・スポーツに関する事項 4 青少年の育成に関する事項 5 文化・芸術振興に関する事項 6 地域づくりに関する事項 7 男女共同参画に関する事項
安 心 安 全 部 会	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉に関する事項 2 健康づくり及び疾病予防に関する事項 3 医療に関する事項 4 交通安全及び防犯に関する事項 5 食の安全・安心に関する事項 6 消費生活の充実に関する事項 7 地域防災に関する事項 8 県土保全に関する事項
基 盤 部 会	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅環境の整備に関する事項 2 都市基盤の整備に関する事項 3 交通網の整備に関する事項 4 公共交通機関の充実に関する事項 5 情報通信体系の整備に関する事項



やまなし未来会議 委員名簿

(五十音順・役職等は就任時のもの・敬称略)

区 分	氏 名	役 職 等
議 長	後 藤 齋	山梨県知事
委 員	飯 野 奈津子	NHK甲府放送局 局長
	牛 奥 久 代	山梨県女性団体協議会 会長
	加 藤 正 芳	山梨県機械電子工業会 会長 (株) 加藤電器製作所 代表取締役
	北 村 眞 一	山梨大学大学院 教授
	木 田 茂 樹	山梨県ワイン酒造協同組合 組合長 (株) ルミエール 代表取締役社長
	笹 本 森 雄	山梨県旅館生活衛生同業組合 顧問 (株) 常磐ホテル 取締役会長
	志 村 学	山梨県町村会 会長 富士川町長
	進 藤 中	山梨県銀行協会 会長 (株) 山梨中央銀行 頭取
	角 南 篤	政策研究大学院大学 教授
	谷 口 文 一	日本銀行甲府支店 支店長
	中 込 健	山梨県水晶宝飾協同組合 理事長 (株) 中込宝飾 代表取締役
	萩 原 雄 二	日本労働組合総連合会山梨県連合会 事務局長
	廣 瀬 久 信	山梨県農業協同組合中央会 会長
望 月 清 賢	山梨県市長会 会長 山梨市長	
渡 辺 教 一	山梨県絹人織織物工業組合 理事長	

やまなし未来会議設置要綱

(設置)

第1条 「輝き あんしん プラチナ社会」の実現に向けた施策の推進に資するため、山梨が直面する諸課題について、様々な角度から未来思考で協議を行う「やまなし未来会議」(以下「未来会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 未来会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 県政全般における重要課題に関する事項
- (2) まち・ひと・しごと創生に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項

(組織)

第3条 未来会議は、議長及び委員15人以内をもって組織する。

(議長)

第4条 議長は、知事をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理し、未来会議を代表する。
- 3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、優れた識見を有する者の中から、知事が委嘱又は任命する。

- 2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は、これを妨げない。

(会議)

第6条 未来会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 未来会議は、第2条に規定する事項の一部に係る調査及び審議をさせるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属すべき者は、委員の中から、議長が指名し、又は、委員以外の者であって、前項の調査及び審議に係る事項に関して優れた識見を有する者の中から、知事が委嘱若しくは任命する。
- 3 専門部会に部会長を置き、前項の規定により当該専門部会に属することとされた者の中から、議長が指名する。
- 4 第4条第2項及び第3項並びに第6条の規定は、部会長について準用する。

(庶務)

第8条 未来会議の庶務は、知事政策局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、未来会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月15日から施行する。



山梨県行政の全般に係る総合的な計画の議決等に関する条例

平成20年3月28日

山梨県条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、県行政の全般に係る総合的な計画（以下「総合計画」という。）の策定等を議会の議決すべきものと定めることにより、議会が政策の実現に向けてより積極的な役割を果たし、もって県民の視点に立った実効性の高い県行政の推進に資することを目的とする。

(議会の議決)

第2条 知事は、総合計画の策定又は変更（軽微な変更を除く。次条及び第5条において同じ。）をしようとするときは、その基本的な事項について、議会の議決を経なければならない。

(立案の過程における報告)

第3条 知事は、総合計画の策定又は変更をしようとする場合であって、その素案を作成したときは、その概要を議会に報告しなければならない。

(実施状況の報告)

第4条 知事は、毎年度、議会の議決を経た総合計画についての実施状況を取りまとめ、その概要を議会に報告しなければならない。

(知事への意見)

第5条 議会は、社会経済情勢の変化等の理由により、議会の議決を経た総合計画の変更又は廃止をすることが必要であると認めるときは、知事に対し意見を述べることができる。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に策定される総合計画について適用する。

ダイナミックやまなし総合計画

【編集・発行】 山梨県 総合政策部政策企画課

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号

TEL:055-237-1111 (代表) 055-223-1553 (直通)

FAX:055-223-1776

ホームページ <http://www.pref.yamanashi.jp/>

【発行年月】 平成28年4月



県章

周囲は富士山と武田菱で美しい郷土を象徴しており、中の山は3つの人文字で山梨の山を形どり、和と協力を表現しています。

(昭和41年10月1日告示)



県旗

優雅なぶどう色を地に用い、中の山は県民の和と協力を、周りの富士山は清廉、潔白、純粋性を表しています。曲線化した富士山は流動感を表し、県民の無限の向上を願ったものです。

(昭和41年12月1日告示)



県名の由来

山梨、八代、巨摩、都留の4つの郡からなる甲斐の国は、明治4年11月、廢藩置県で「山梨県」となりました。「やまなし」の由来は、果物のヤマナシがたくさん採れたから、山をならして平地にした「山ならし」からきているなどいくつかの説があります。



県の花[フジザクラ]

4月から5月にかけて、富士の裾野を彩ります。木はあまり大きくならず、花びらも小型で下向き加減に開きます。厳しい富士の風雪に耐えて、つつましくやかに咲く花は、「和と忍耐」を表しています。

(昭和29年制定)



県の鳥[ウグイス]

春を告げる鳥として、昔からみんなに愛され親しまれています。里にも奥山にも生息し、他の鳥のひなを育てるという優しい習慣を持っています。このことから、「明朗と慈愛」を表しています。

(昭和39年6月制定)



県の獣[カモシカ]

日本特産の特別天然記念物に指定されており、本県では、南アルプス、奥秩父、富士山、三ツ峠などの山岳地帯に生息します。高山の厳しい自然に耐えて生きることから「忍耐・努力」を表しています。

(昭和39年6月制定)



県の木[カエデ]

一般的には、葉は緑色で、秋、霜をうけて美しく紅葉します。本県の山などを美しく彩るそのさまは、「山々の男ぶり見よ甲斐の秋(虚子)」などと詠まれています。

(昭和41年9月制定)

Dynamic Yamanashi

平成28年4月発行 編集・発行：山梨県

やまなし 総合計画

検索



この印刷物は、適切に管理されたFSC®認証林からの木材を用いて製造した用紙を使用しています。



■やまなし森の印刷紙
この印刷紙には、FSC®森林管理認証を取得した山梨県有林からの木材が使用されています。
やまなしの県有林は、森林管理認証を取得し、世界的な標準で豊かな森づくりを行っています。